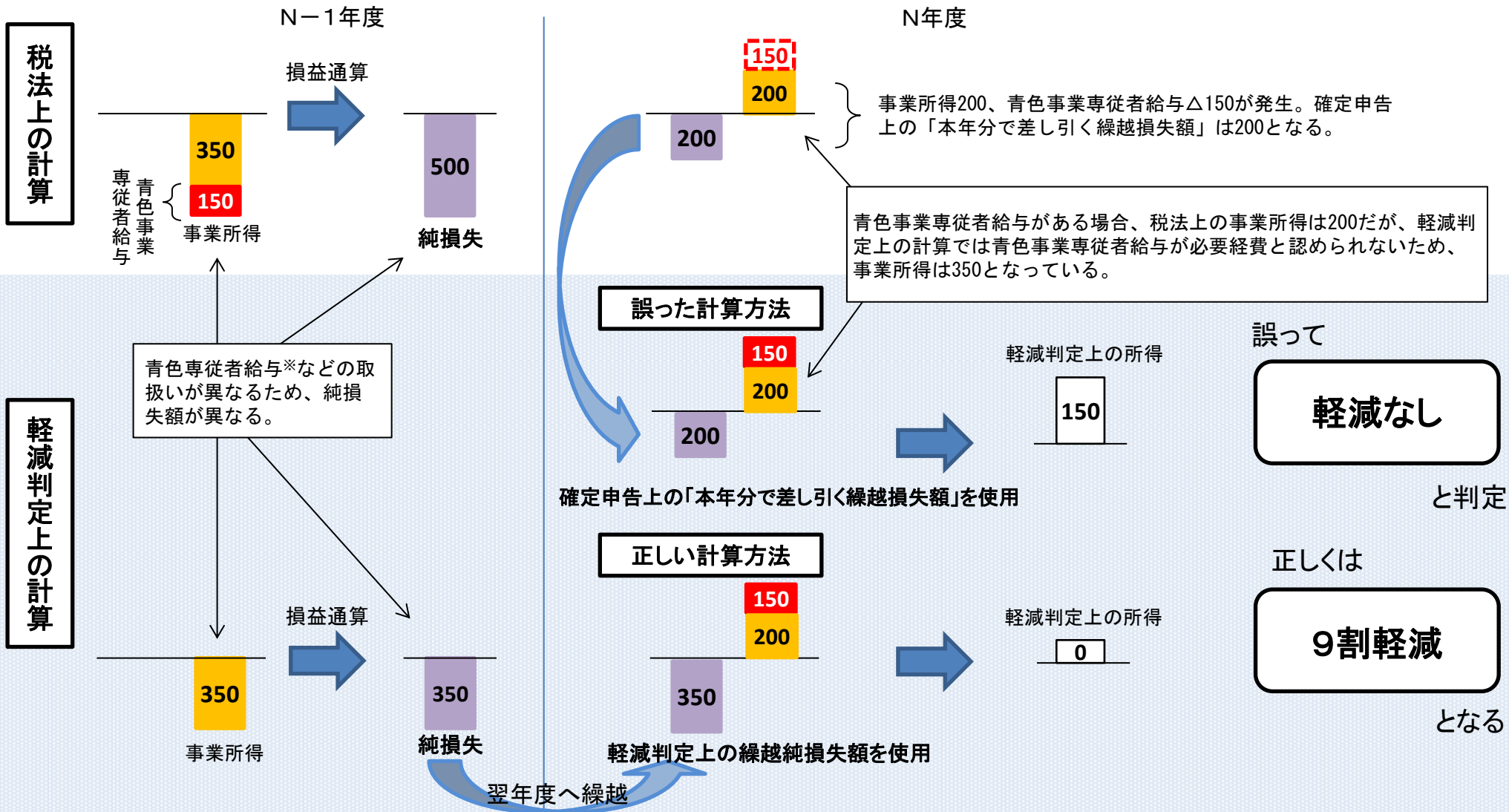


- 軽減判定を行う所得を計算する上では、純損失の金額は税法のルールとは異なるルールを用いる必要がある。
- 標準システムでは、軽減判定用の純損失の金額ではなく、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用した。

青色事業を行う世帯主と後期高齢者医療の被保険者(青色事業専従者給与のみ)の世帯の例

(数値は万円)



※ 青色専従者給与は、世帯内での金銭の移動に過ぎず、世帯全体としての負担能力に変化はないため、保険料の軽減判定の上では必要経費として扱わない。

抽出されていない例 2（公的年金特別控除による場合）

- 軽減判定を行う所得を計算する上では、純損失の金額は税法のルールとは異なるルールを用いる必要がある。
- 標準システムでは、軽減判定用の純損失の金額ではなく、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用した。

（数値は万円）

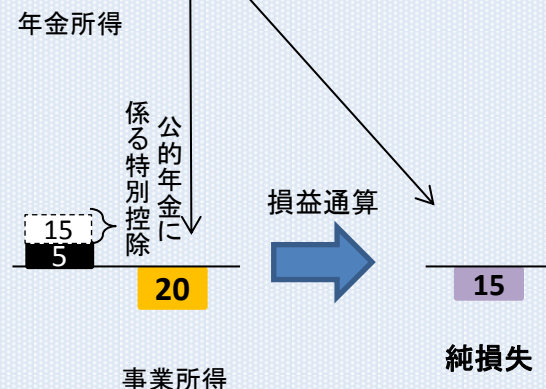
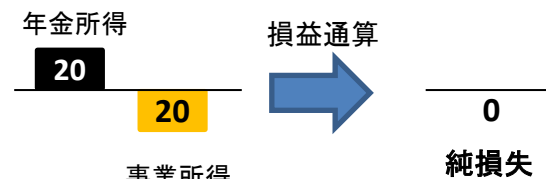
青色事業を行う後期高齢者医療の被保険者の例

N-1年度

N年度

税法上の計算

軽減判定上の計算



軽減判定上、公的年金等特別控除として15万円の加算※が行われるため、純損失額が異なる。

誤った計算方法

確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用

正しい計算方法

軽減判定上の繰越純損失額を使用

翌年度へ繰越

前年において純損失が発生していないため、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」は0となる。

軽減判定上の所得

35

誤って

5割軽減

と判定

正しくは

8.5割軽減

となる

※ 平成17年の公的年金等控除額の最低保障額の引き下げに伴い、国民健康保険で導入。後期高齢者医療制度では、制度施行当初から導入されている。

抽出されていない例3（青色事業専従者の場合）

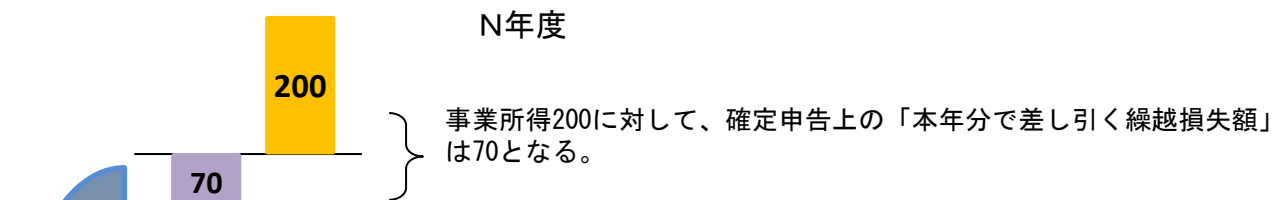
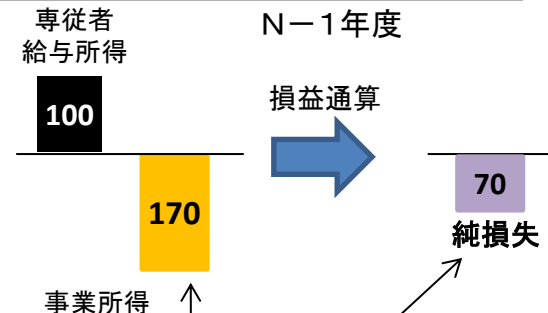
- 軽減判定を行う所得を計算する上では、純損失の金額は税法のルールとは異なるルールを用いる必要がある。
- 標準システムでは、軽減判定用の純損失の金額ではなく、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用した。

青色事業専従者であり、かつ青色事業を行っている
後期高齢者医療の被保険者の例

（数値は万円）

税法上の計算

軽減判定上の計算



誤った計算方法

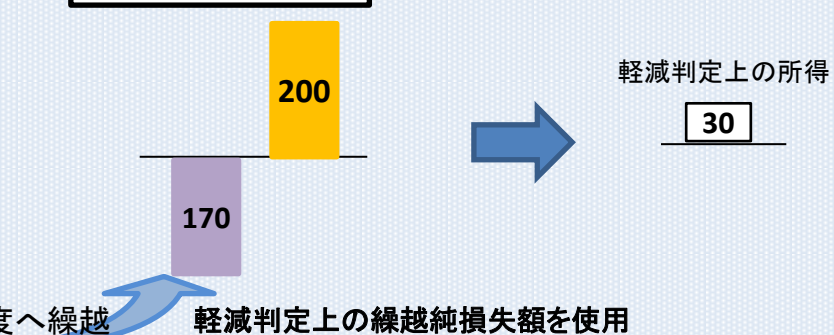


誤って

軽減なし

と判定

正しい計算方法



正しくは

9割軽減

となる

※ 青色専従者給与は、世帯内での金銭の移動に過ぎず、世帯全体としての負担能力に変化はないため、保険料の軽減判定の上では給与所得として扱わない。